



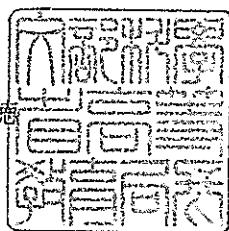
元文科高第328号
令和元年8月13日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 劳 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 德



(印影印刷)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第11号）（以下「改正省令」という。）が、別添2のとおり「大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件等の一部を改正する告示」（令和元年文部科学省告示第54号）（以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和元年8月13日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、大学が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること、社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開するために実務家の大学教育への参画を促進すること及び大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることなどが提言されたことを踏まえ、リカレント教育の推進、実務家教員の大学教育への参画促進及び学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実施等に向け、所要の規定を整備するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

また、同答申において、単位互換制度が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的に運用されるよう、基本的な考え方を改めて明示することが提言されたことを踏まえ、別添3のとおり「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」を整理しましたので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

このことについて、各都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれでは、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、専修学校を置く国立大学長におかれでは、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれでは、所管の専修学校に対して、周知いただくようお願いします。

記

第1 改正の概要

1 改正省令

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

ア 一定の単位を修得した者の修業年限の通算

科目等履修生として一の大学（専門職大学、大学院（専門職大学院を含む。第1の1（3）及び第2の4を除き、以下同じ。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。第1の1（4）及び第2の4を除き、以下同じ。）を含む。）において一定の単位を修得した者に対し、当該大学入学後に修得したものとみなすことができる当該単位数やその修得に要した期間等を勘案して修業年限の通算ができるとされているところ、今般、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第2項等の規定により、大学（専門職大学及び短期大学を含む。第1の1（1）ウ及び第2の2①及び③において「単位授与大学」という。）は、当該大学の学生以外の者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。いわゆる「履修証明プログラム」のこと。）を履修する者（以下「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができることとすることを踏まえて、修業年限の通算の対象に特別の課程履修生として一定の単位を修得した者を加えることとすること。（第146条関係）

イ 学修証明書の交付

大学（専門職大学、大学院及び短期大学を含む。第1の1（1）ウ並びに第2の1及び2において同じ。）は、当該大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書を交付することができるものとすること。（第163条の2関係）

ウ 特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表するべき事項

大学が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表するべき事項として、単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）及び実施体制を新たに加えることとすること。（第164条第5項関係）

エ その他

他の所要の規定を整備することとすること。

(2) 大学設置基準の一部改正

ア 専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員

大学（専門職大学、大学院及び短期大学を除く。第1の1(2)並びに第2の3及び4において同じ。）に専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であって、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとすること。（第10条の2関係）

イ 特別の課程履修生に対する単位授与

大学は、大学の定めるところにより、当該大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとすること。（第31条関係）

ウ 学部等連係課程実施基本組織に関する特例

(ア) 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる2以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織をいう。以下同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該2以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができるものとすること。（第42条の3の2第1項関係）

(イ) 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、(ア)の2以上の学部等（以下「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができるものとすること。（第42条の3の2第2項関係）

(ウ) 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとすること。（第42条の3の2第3項関係）

(エ) 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとすること。（第42条の3の2第4項関係）

(オ) 学部等連係課程実施基本組織における教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を1学科で組織する学部とみなして別表第1イ(1)の表の中欄から算出される教員数とするものとすること。（別表第1イ(1)備考12関係）

(カ) 大学は、この省令による改正後の大学設置基準第42条の3の2の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織を設置することができないものとすること。（改正省令附則第2条関係）

エ その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

(3) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

ア 大学院（専門職大学院を除く。第1の1(3)イ及び第2の4において同じ。）には、イの研究科等連係課程実施基本組織ごとに、文部科学大臣が別に定める数の研究指導教員及び研究指

導補助教員を置くものとすること。(第9条第1項関係)

- イ 大学(大学院に限る。)は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる2以上の研究科等(研究科又は研究科以外の基本組織をいう。以下同じ。)との緊密な連係及び協力の下、当該2以上の研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織(以下「研究科等連係課程実施基本組織」という。)を置くことができるものとすること。(第30条の2第1項関係)
- ウ 研究科等連係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、イの2以上の研究科等(以下「連係協力研究科等」という。)の教員であって、第9条第1項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねることができるものとすること。(第30条の2第2項関係)
- エ 研究科等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとすること。(第30条の2第3項関係)
- オ 専門職大学院については、大学院設置基準に定める研究科等連係課程実施基本組織に関する特例の適用の対象から除くこととしたこと。(改正省令附則第3条関係)

(4) 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の一部改正

ア 学科連係課程実施学科に関する特例

- (ア) 短期大学(専門職短期大学を除く。第1の1(4)及び第2の4において同じ。)は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる2以上の学科との緊密な連係及び協力の下、当該2以上の学科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科(以下「学科連係課程実施学科」という。)を置くことができるものとすること。(第3条の2第1項関係)
- (イ) 学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、(ア)の2以上の学科(以下「連係協力学科」という。)の専任教員がこれを兼ねることができるものとすること。(第3条の2第2項関係)
- (ウ) 学科連係課程実施学科に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学科の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとすること。(第3条の2第3項関係)
- (エ) 学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとすること。(第3条の2第4項関係)
- (オ) 学科連係課程実施学科における教員数は、当該学科連係課程実施学科を同一分野に属する学科が1学科の場合の学科とみなして別表第1イの表により算定した教員数とするものとすること。(別表第1イ備考10関係)
- イ 特別の課程履修生に対する単位授与
- 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとすること。(第17条関係)
- ウ その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

(5) 専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）の一部改正

ア 特別の課程履修生に対する単位授与

専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとすること。（第 28 条関係）

イ その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

(6) 専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）の一部改正

ア 特別の課程履修生に対する単位授与

専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとすること。（第 25 条関係）

イ その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

(7) 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年文部科学省令第 12 号）の一部改正

学部等連係課程実施基本組織、研究科等連係課程実施基本組織及び学科連係課程実施学科（以下「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第 3 条第 9 項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第 1 号の 2）に第 3 条第 1 項に掲げる書類（同項第 2 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の 1 年前の日から 2 月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとすること。（第 3 条第 11 項関係）

2 改正告示

(1) 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成 3 年文部省告示第 68 号）の一部改正

大学設置基準第 29 条第 1 項等の規定により、大学（専門職大学を含む。第 1 の 2 (1) において「単位授与大学」という。）が単位を与えることのできる学修として、大学（専門職大学、大学院及び短期大学を含む。第 1 の 2 (2) において同じ。）が編成する特別の課程における学修、高等専門学校の特別の課程における学修で、単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたものを新たに加えること。（第 1 号、第 3 号及び第 4 号関係）

(2) 短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成 3 年文部省告示第 69 号）の一部改正

短期大学設置基準第 15 条第 1 項等の規定により、短期大学（第 1 の 2 (2) において「単位授与

短期大学」という。)が単位を与えることのできる学修として、大学が編成する特別の課程における学修、高等専門学校の特別の課程における学修で、単位授与短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、単位授与短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを新たに加えること。(第1号、第3号及び第4号関係)

(3) 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件(平成11年文部省告示第175号)の一部改正

研究科等連係課程実施基本組織を置く場合は、当該研究科等連係課程実施基本組織を1の専攻とみなして、別表第1の表の中欄に定める数の研究指導教員を置くとともに、同表の下欄に定める数の研究指導補助教員を置くものとすること。(第4号関係)

第2 留意事項

1 学修証明書の交付

① 今般の改正は、大学における学修へのニーズが多様化していることを踏まえ、大学の学位を与える課程における学位の取得のみならず、その一部についての学修に対する社会的認知や評価の向上を図るため、大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、大学がその事實を証する書面(以下「学修証明書」という。)を交付すること(以下「学修証明」という。)について、制度上の位置付けをしたものであり、今後とも、これまで各大学が実施してきた類似の取組を制約するものではないこと。

一方、改正省令の施行後に学校教育法施行規則第163条の2に基づき交付する学修証明書については、これを学校教育法施行規則に基づくものとして位置付け、学修証明書にその旨を記載することが可能であること。

② 大学における学修証明としては、例えば、学位を与える課程の中に一定のまとまりを持った副専攻を設定して、当該副専攻として開設された授業科目において必要な単位を修得した者に対して学修証明書を交付することなどが想定されるが、学修証明については、大学の自主性・自律性に基づき、多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており、学修証明の目的、分野、内容及び交付要件並びに学修証明書の記載内容及び様式については各大学において適切に設定されるべきものであること。なお、当該学修証明書が学位記や卒業証書であるとの誤認を与えないよう留意すること。

③ 第1の1(1)イにあるとおり、学修証明の対象は、体系的に開設された授業科目の単位を修得した者とされており、体系的な学修としてまとまりのある内容とすることが必要であること。したがって、体系性があるとは認めがたい授業科目において単位を修得した者に対して学修証明書を交付することはもとより、単に特定の年次に配当された授業科目において単位を修得した者や、一定の単位数を修得した者に対して、学修証明書を交付することは適切ではないこと。

④ 大学が学修証明書を交付するに当たって、文部科学大臣の認可や届出の手続は不要であること。なお、学修証明書の交付について学則への記載は必須でないこと。

2 特別の課程履修生への単位授与等

① 第1の1(1)ア及びウにあるとおり、今般、大学設置基準第31条第2項等の規定により、単位授与大学は、特別の課程履修生に対し、単位を与えることができることとすることを踏まえて、大学入学後に修得したものとみなすことができる単位数やその修得に要した期間等を勘案して修業年限の通算ができる、当該単位授与大学の入学前に当該単位授与大学において一定の単位を修得した者に科目等履修生のほか、特別の課程履修生を加えることとし、大学が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表するべき事項として、単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）及び実施体制を新たに加えることとしたところ。

また、本年4月には、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第2号）が施行され、履修証明制度の総時間数の下限について「百二十時間以上」と規定されていたところ、これを「六十時間」に改められたところ。

- ② これらを踏まえ、大学、高等専門学校及び専修学校における履修証明制度の適切な実施に資するため、別添4「大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について」を整理したこと。なお、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）」（平成20年1月23日付け文部科学事務次官通知（19文科初第1074号））の別添4「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」は廃止し、今後は本通知による取扱とすること。
- ③ 第1の2(1)及び(2)にあるとおり、単位授与大学が特別の課程履修生に対して単位を与える場合には、当該単位授与大学は、当該特別の課程が、大学教育に相当する水準を有するものであることを確認する必要があり、その際、特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表するべき事項とされているものについて、当該特別の課程を編成する大学等に確認することが考えられること。

3 実務家教員の大学教育への参画促進

- ① 今般の改正は、実務の経験及び高度の実務の能力を有する者の大学教育への参画を促すことにより、大学が社会のニーズ等を踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員（以下「実務家教員」という。）について、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、教育課程の編成について責任を担うこととするよう、大学が努めるべきものとするものであること。なお、ここでいう実務家教員については、職位や雇用形態の別を問わず、また、改正省令施行の際に大学に在職する教員を含むこと。
- ② 実務家教員の実務の能力については、保有資格、実務の業績及び実務を離れた後の年数等により、判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、およそその目安として、10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ③ 実務家教員に求められる具体的な人材像や、配置すべき実務家教員の数は、各大学・学部等の目的や学問分野の特性等によって異なるため、各大学・学部等において適切に判断すべきものであること。
- ④ 教育課程の編成への参画の在り方については、例えば、教授会や教務委員会等への参画等が考えられるが、これらに限られるものではなく、各大学において適切に判断すべきものであること。なお、ここでいう参画とは、単に教授会や教務委員会等に参加させれば足りるという趣旨ではなく、授業科目の内容及び方法の改善につながるような、実質を伴った取組を行うことが期待されるこ

と。

- ⑤ 実務家教員は、実務に関する豊富な知識・技能等を有する一方、必ずしも大学における教育活動に熟練しているとは限らないため、各大学において積極的に大学設置基準第25条の3等に基づき実施するものとされている授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（いわゆる「ファカルティ・ディベロップメント」のこと。）に参加させるよう努めること。
- ⑥ 大学の教育内容をより実践的なものにするためには、実務家教員の参画を促すのみならず、各大学が教育内容について不断の見直しを図り、その過程に全ての教員が主体的に関与することが期待されること。なお、教育内容の見直しに当たっては、学部等連係課程実施基本組織等の活用も考えられること。

4 学部等連係課程実施基本組織等

(1) 総論

学部等連係課程実施基本組織等は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、設置できるものであること。

したがって、例えば、①学部等連係課程実施基本組織等が実施する教育課程が、横断的な分野に係る教育課程とは認められない場合、②既設の学部等を実質的に廃止若しくは改組することを目的に、新たな学部等連係課程実施基本組織を設ける場合又は③多数若しくは大規模な学部等連係課程実施基本組織等を設置することにより、教育研究に支障が生じる場合などは、学部等連係課程実施基本組織等を設置することができないこと。

同様に、各連係協力学部等についても、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で、他の連係協力学部等と緊密に連係及び協力する必要性があると認められること、かつ、連係協力学部等となることにより、当該連係協力学部等における教育研究に支障が生じないことが必要であること。

したがって、例えば、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で、その教員組織及び施設設備等を全く若しくはほとんど用いないにかかわらず、又は、教育研究上の必要性が認められないにもかかわらず、連係協力学部等となることは適切ではないこと。

また、大学の専門職学部・学科については、大学設置基準第10章及び別表において、専門職学部・学科以外の学部・学科とは異なる基準を設けていることなどを踏まえ、専門職学部・学科を連係協力学部とする学部等連係課程実施基本組織を設置しようとする場合には、教育研究における支障の有無について、特に慎重な検討が必要であること。短期大学の専門職学科についても同様であること。なお、専門職大学及び専門職短期大学については、学部等連係課程実施基本組織及び学科連係課程実施学科を設置することができないこと。

(2) 横断的な分野に係る教育課程の実施のために必要な基本的な方針について

横断的な分野に係る教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ、連係協力学部等ごとの学部等連係課程実施基本組織等の収容定員の内訳、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任その他横断的な分野に係る教育課程の実施のために必要な基本的な方針を明らかにしておくことが望ましいと考えられること。

(3) 共同教育課程を編成する学科及び専攻、工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する学部及び研究科並びに国際連携教育課程を編成する学科及び専攻に関する特例との関係について

共同教育課程を編成する学科及び専攻、工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する工学に関する学部及び研究科並びに国際連携教育課程を編成する学科及び専攻に関する特例は、それぞれ、2以上の大学、大学院若しくは短期大学による共同教育課程、工学に関する学部とそれを基礎とする研究科との工学分野の連続性に配慮した教育課程又は大学、大学院若しくは短期大学と外国大学との国際連携教育課程を実施とするものであるところ、同一の大学、大学院又は短期大学における学部間、研究科間又は学科間における横断的な分野に係る教育課程の実施を目的とする学部等連係課程実施基本組織等の対象としてこれらの特例が適用される学部、研究科又は学科を含めることは、複数の組織間での連係と学部間、学科間又は研究科間の連携とが重複することになり、教育研究の水準の維持や教員の従事比率（エフォート）の管理が困難になると考えられることから、学部等連係課程実施基本組織等の対象から除くこととしたこと。

(4) 大学院の修士課程における横断的な分野に係る教育課程の実施について

修士課程（博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）を含む。）を置き修士の学位を与える研究科等と専門職学位課程を置き専門職学位を与える研究科等との連係及び協力による研究科等連係課程実施基本組織の設置は認められないこと。ただし、修士の学位を与える研究科等が他の修士の学位を与える研究科等と連係及び協力により研究科等連係課程実施基本組織を設置する場合であって、連係協力研究科等となる研究科等における修士課程の一部について他の専門職学位課程との間で教員の兼務等の連携が行われている場合に、当該教員等を横断的な分野に係る教育課程において用いることは差し支えないこと。

(5) 設置申請等の手続について

学部等連係課程実施基本組織等については、学校教育法第85条ただし書に規定する「学部以外の教育研究上の基本となる組織」（以下「学部以外の基本組織」という。）の一類型であることから、その設置に当たっては、学位の種類及び分野の変更を伴う場合には認可申請が、変更を伴わない場合には届出がそれぞれ必要であること。このため、学部等連係課程実施基本組織等は、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第14条に基づく設置計画履行状況調査の対象となること。当該学部等連係課程実施基本組織等の設置が学位の種類及び分野の変更を伴うか否かについて疑義がある場合には、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会の事前相談に諮ることが望ましいこと。なお、令和2年度に開設を希望する場合は10月の事前相談の受付期間に提出することが望ましい。

学部等連係課程実施基本組織等の設置の届出を行う場合には、学部等の設置の届出の際に提出が必要となる書類のうち、校地校舎等の図面、教員個人調書及び教員就任承諾書の提出は不要であり、かつ、当該届出については、当該学部等連係課程実施基本組織等を設置しようとする日の1年前の日から2か月前の日までに届出を行えば足りること。

学部等連係課程実施基本組織等の廃止については、学部（大学院の場合には研究科、短期大学の場合には学科。）の例によること。

その他設置申請等の手続の詳細については、文部科学省ホームページ等で追って公表予定であ

るが当面の間、個別に相談すること。

なお、学部等連係課程実施基本組織等の設置に係る学校法人の寄附行為変更については、通常の学部等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の場合と同様に、認可申請又は届出の手続が必要であること。

(6) 名称等について

学部等連係課程実施基本組織等の名称については、社会通用性にも留意しつつ、教育研究上の目的にふさわしいものとなるよう、各大学等において適切に定めること。

なお、「学部等連係課程実施基本組織」等の名称は、あくまで法令上の用語であって、本名称の全部又は一部を、各学部等連係課程実施基本組織等の名称に含めることを求めるものではないこと。

また、学部等連係課程実施基本組織等そのものに対する社会通用性の向上に向けて、各大学等における積極的な周知・広報が期待されること。

(7) 収容定員について

学部等連係課程実施基本組織等の収容定員については、連係協力学部等の収容定員の総数の範囲内とし、学部等連係課程実施基本組織等ごとに学則において定めること。また、各連係協力学部等の収容定員のうち学部等連係課程実施基本組織等の収容定員として活用する内訳についてもあらかじめ定めるものとし、入学希望者や在学生等が混乱することのないよう募集要項や学部則等において明示すること。なお、医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る学部等が連係協力学部等となる場合にあっては、当該各分野における人材需要に対応する観点から、当該学部等の収容定員について学部等連係課程実施基本組織等の収容定員に活用することは適切ではないこと。

(8) 学生組織について

学部等連係課程実施基本組織等に所属する学生の学籍管理については、学部等連係課程実施基本組織等において行うことのほか、各連係協力学部等において行うことや学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等とが共同して行うことなどが想定されるが、各大学等において適切に判断すること。

また、各大学等においては、所属する学部等連係課程実施基本組織等に対する学生の所属意識を醸成するための取組が期待されること。

(9) 専任教員等について

学部等連係課程実施基本組織等の専任教員（大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員を含む。以下同じ。）については、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるが、これは教育研究に支障がないと認められる場合に限られること。

大学及び短期大学の専門職学部及び専門職学科については、大学設置基準第42条の6第3項又は短期大学設置基準第35条の11第3項において、それぞれいわゆる「みなし専任教員」の規定が設けていることを踏まえ、これらを連係協力学部等とする学部等連係課程実施基本組織等を設置しようとする場合には、教育研究における支障の有無について、特に慎重な検討が必要であること。

学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等の両方の専任教員を兼ねる教員については、その業務の複雑性が高まることが想定されることから、各大学、大学院及び短期大学においては一層、個々の教員の勤務状況を適切に把握し、当該教員の勤務環境に十分に配慮するとともに、従事比率（エフォート）の管理等を通じて、当該教員の教育研究に支障が生じることがないよう、適切な措置を講じることが求められること。

また、学部等連係課程実施基本組織等において、当該学部等連係課程実施基本組織等の管理運営や連係協力学部等との調整等を主に担当する教員を置くことが望ましいこと。なお、当該教員として、連係協力学部等の専任教員を兼ねる教員を置くことは妨げられないが、そのことにより当該教員の教育研究に支障が生じることがないよう、十分に配慮することが求められること。

なお、改正省令による改正後の大学設置基準別表第1イ(1)備考第12及び短期大学設置基準別表第1イ備考10並びに改正告示による改正後の大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件第4号において、学部等連係課程実施基本組織等における専任教員数及び専攻ごとに置くものとする教員数の基準を定めていることから、各大学、大学院及び短期大学は本基準に基づき専任教員（連係協力学部の専任教員が兼ねる者を含む。）を適切に配置すること。ただし、改正省令による改正後の大学設置基準第42条の3の2第3項又は短期大学設置基準第3条の2第3項により、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって学部等連係課程実施基本組織等における専任教員数の基準を満たしているものとすること。

(10) 施設及び設備等について

学部等連係課程実施基本組織等に係る校地、校舎等の施設及び設備（以下「施設及び設備等」という。）については、連係協力学部等の施設及び設備等の一部を共用することを前提に、新たな施設及び設備等を備えることを要しないこととしているが、これは教育研究に支障がないと認められる場合に限られること。

この際、学部等連係課程実施基本組織等の学生が、連係協力学部等の施設及び設備等を十全に利用できるよう、学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等の協議により、適切な体制を整えることが望ましいこと。

(11) 入学者選抜の方法等について

学部等連係課程実施基本組織等は入学者選抜の募集単位とすることができる。なお、入学者選抜の方法としては、従来から置かれている各連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織等においてそれぞれ入学者選抜を実施する方法に加え、各連係協力学部等及び学部等連係課程実施基本組織等が合同で実施するなど、大くり化することは差し支え無いこと。

また、学部等連係課程実施基本組織等の入学者選抜は、「大学入学者選抜実施要項」及び「大学院入学者選抜実施要項」を踏まえ、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うこと。

(12) 3つのポリシーについて

大学及び短期大学は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッショն・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育

部会) や、学部等連係課程実施基本組織が横断的な分野に係る教育課程を実施するものであることを踏まえ、学位プログラムごとに、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に規定する卒業の認定に関する方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)、教育課程の編成及び実施に関する方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)及び入学者の受入に関する方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)を定め、これら 3 つの方針(以下「3 つのポリシー」という。)に基づき教育活動を行うことが望ましいこと。大学院については、改正省令施行の時点でカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定が法令上義務付けられていないが、これらの策定を義務付ける省令改正を近日中に予定していることから、これらについても策定することが必要となること。

また、3 つのポリシーについては、これらを一貫した理念のもとに定め、それらに基づく体系的に組織的な大学教育を実施するとともに、当該教育課程共通の考え方や尺度を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組むことが期待されること。

なお、必ずしも 3 つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、例えば、入学者が幅広い分野の知見に触れながら自らの適性や関心等に基づき専攻分野を決めるができるようアドミッション・ポリシーにおいて入学者の募集単位を大々々化している場合などにおいては、複数のディプロマ・ポリシーに対して 1 つのアドミッション・ポリシーが対応するなど、ポリシー間で策定単位が異なることとなることも考えられること。ただし、このような場合においても、3 つのポリシーが全体として一貫性のあるものとして策定されるように設計を行うことが求められること。

(13) 教学管理体制について

学部等連係課程実施基本組織等が実施する横断的な分野に係る教育課程の質保証の観点から、教育課程の編成・実施、学生の入学及び卒業の判定並びに学位に関する審査、学生への履修指導、成績評価並びに大学設置基準第 25 条の 3 等に規定する授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究(いわゆる「ファカルティ・ディベロップメント」のこと。)等を実施する教学管理体制を整備することが極めて重要であること。その際、連係協力学部等が連係及び協力して、学部等連係課程実施基本組織等に各種委員会等の教学管理を担う組織を設けることが想定されること。

なお、大学、大学院及び短期大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにするという本制度の趣旨を踏まえれば、学部等連係課程実施基本組織等ごとの教学管理体制に加えて、学長の下に全学的な教学管理体制を設け、新たな学部等連係課程実施基本組織等の設置や質保証の取組を一元的に進めていくことなども考えられること。

(14) 学位授与について

学部等連係課程実施基本組織等を卒業又は修了した者に対する学位授与については、連係協力学部等の卒業又は修了した者に対する通常の学位と区別して、当該課程の実施主体や性格が明らかになるよう適切な方式とすること。ただし、連係協力学部等の名称を学位記に付記することを妨げるものではないこと。

(15) 教育研究活動の評価について

学部等連係課程実施基本組織等の教育研究活動に係る評価について、学部等連係課程実施基本組織等は学部以外の基本組織の一類型であることから、自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価など各大学、大学院若しくは短期大学又は法人単位で実施されるものにおいては、学部等連係課程実施基本組織等の教育研究活動の状況を示す必要があると考えられること。

(16) 事務の取扱について

学部等連係課程実施基本組織等に係る事務については、効率的な事務処理の観点から、連係協力学部等との緊密な連係及び協力の下、適切な体制を構築することが望ましいこと。

本件担当

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03-(5253)4111(内線3338)

○文部科学省令第十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第一百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月十三日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

第一章～第八章 「略」

第九章 大学

第一節 「略」

第二節 入学及び卒業等（第百四十四条～第百六十三条の二）

第三節・第四節 「略」

第十章～第十二章 「略」

附則

第九章 大学

第一節 入学及び卒業等

第一百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第一項、短期大学設置基準第十七条第一項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第一項に規定する科目等履修生（第百六十三条の二において「科目等履修生」という。）又は大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項若しくは専門職短期大学設置基準第二十五条第二項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要とする規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第一百四十七条 「略」

第一百四十七条 「同上」

一 「略」

二 大学が、大学設置基準第二十七条の一又は専門職大学設置基準第

改 正 前

目次

第一章～第八章 「同上」

第九章 大学

第一節 「同上」

第二節 入学及び卒業等（第百四十四条～第百六十三条）

第三節・第四節 「同上」

第十章～第十二章 「同上」

附則

第九章 大学

第一節 入学及び卒業等

第一百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項又は短期大学設置基準第十七条第一項に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要とする規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十三条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第一百四十七条 「略」

二 大学が、大学設置基準第二十七条の一に規定する履修科目として

二十三条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三・四 「略」

第一百五十五条 「略」

一 学校教育法第百四条第七項の規定により学士の学位を授与された者

二 「略」

二・八 「略」

二 「略」

第一百六十三条の二 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目的単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。

第三節 履修証明書が交付される特別の課程

第一百六十四条 「略」

2・3 「略」

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6・7 「略」

第十章 高等専門学校

第一百七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第一百四十三条第三項、第一百六十四条から第百六十六条まで並びに第一百六十九条から第百七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。こ

登録する」とができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三・四 「同上」

第一百五十五条 「同上」

一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者

二・八 「同上」

二 「同上」

二 「同上」

「条を加える。」

2 「同上」

三百六十四条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目的単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。

第三節 履修証明書が交付される特別の課程

第一百六十四条 「同上」

2・3 「同上」

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他の当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6・7 「同上」

第十章 高等専門学校

第一百七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第一百四十三条第三項、第一百六十四条から第百六十六条まで並びに第一百六十九条から第百七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。こ

の場合において、第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第一百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準基準」であるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制」とあるのは「実施体制」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第一百五条」とあるのは「第一百二十条において準用する第一百五条」と読み替えるものとする。

第十一章 専修学校

第一百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第一百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大學及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「都道府県知事」と、第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第一百三

の場合において、第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第一百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第一百八十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第一百五条」とあるのは「第一百二十三条において準用する第一百五条」と読み替えるものとする。

第十一章 専修学校

第一百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第一百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大學及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「都道府県知事」と、第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第一百三

十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第一項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制」とあるのは「実施体制」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一百三十三条第一項において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

(大学設置基準の一部改正)

第二条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

目次

第一章～第九章 「略」

第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）

第十章～第十四章 「略」

附則

第三章 教員組織

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

第七章 卒業の要件等

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「略」

（科目等履修生等）

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学

目次

第一章～第九章 「同上」

【目次を加える。】

第十章～第十四章 「同上」

附則

第三章 教員組織

「条を加える。」

第七章 卒業の要件等

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「同上」

（科目等履修生等）

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 「項を加える。」

校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

3|| 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

4|| 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生、その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5|| 【略】

第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例

（学部等連係課程実施基本組織）

第四十二条の三の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。））をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下で横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下の条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

2| 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下の条において「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。

3| 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

4| 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定め

2|| 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

3|| 大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

【同上】

【章を加える。】

【条を加える。】

るものとする。

5 | 第六条第三項の規定にかかるわらず、この省令において、第二章、第

十三条、第十八条、第三十七条の二、第十章から第十三章まで、第三十九条、第五十七条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」

には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例

(課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数)

第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの表の中欄に定める教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員二人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの表の中欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例

(課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数)

第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、イにあつては別表第一イの表に定める数、ロにあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの一学科で組織する場合の専任教員数の表の下欄に定める教員数とする。収容定員が同表の中欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員二人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数の表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同表の中欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数に専攻分野の数を乗じた数の教員を増加するものとする。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十二条関係）

イ 「略」
(1) 「略」
〔表略〕

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十二条関係）

イ 「同上」
(1) 「同上」
〔同上〕

備考

一〇一 [略]

(1) 学部等連係課程実施基本組織における教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を一学科で組織する学部とみなして、)の表の中欄から算出される教員数とする。

備考

一〇一 [回上]

[号を加えぬ。]

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の一関係）
イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人まで	
		場合の面積 (平方メートル)	[略]
[略] 家政関係		[略] 3.966	
美術関係		[略] 3.834	
音楽関係		[略] 3.438	
体育関係		[略] 3.438	
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)		[略] 3.966	
		4.628	[略]

専門職学部以外の学部に係る加算校舎面積	収容定員	二〇〇人まで	
		場合の面積 (平方メートル)	[略]
	(1) [略]	[略]	
	(2) [略]	[略]	
ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積			

備考

一〇一 [回上]

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の一関係）
イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人まで	
		場合の面積 (平方メートル)	[回上]
[回上] 家政関係		[回上] 3.470	[回上]
美術関係		[回上] 3.355	[回上]
音楽関係		[回上] 3.009	[回上]
体育関係		[回上] 3.470	[回上]
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)		[回上] 4.049	[回上]

専門職学部以外の学部に係る加算校舎面積	収容定員	二〇〇人まで	
		場合の面積 (平方メートル)	[回上]
	(1) [回上]	[回上]	
	(2) [回上]	[回上]	
ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積			

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	学部の種類 理学関係 農学関係 保健衛生学関係(看護学) 係を除く。)	[略]				
		[略]		[略]		
		[略]		[略]		
		[略]		[略]		
九、二五六		[略]		[略]		
四七		[略]		[略]		
一〇、二		[略]		[略]		
四七		[略]		[略]		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	学部の種類 理学関係 農学関係 保健衛生学関係(看護学) 係を除く。)	[同上]				
		[同上]		[同上]		
		[同上]		[同上]		
		[同上]		[同上]		
九、二五八		[同上]		[同上]		
四七		[同上]		[同上]		
一〇、一		[同上]		[同上]		
四七		[同上]		[同上]		

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第九章 「略」</p> <p>第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第二十条の二）</p> <p>第十章～第十三章 「略」</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章 「同上」</p> <p>「目次を加える。」</p> <p>第十章～第十三章 「同上」</p> <p>附則</p>
<p>第三章 教員組織</p> <p>（教員組織）</p> <p>第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>第三章 教員組織</p> <p>（教員組織）</p> <p>第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>第五章 教育課程</p> <p>（大学設置基準の準用）</p> <p>第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当</p>	<p>第五章 教育課程</p> <p>（大学設置基準の準用）</p> <p>第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、长期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程</p>

該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十九年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものと二項において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例

（研究科等連係課程実施基本組織）

第三十条の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の研究科等（研究科又は研究科以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。））をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織（以下の条において「研究科等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

研究科等連係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の研究科等（次項において「連係協力研究科等」という。）の教員であつて、第九条第一項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねる」とができる。
研究科等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等連係課程実施基本組織ごとに学則

における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十九年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

で定めるものとする。

4 第七条の三第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第九条、第九条の二、第十条、第十章から第十二章まで及び第四十五条を除き、「研究科」には研究科等連係課程実施基本組織を含むものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(短期大学設置基準の一部改正)

第四条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

- 第一章 [略]
第二章 学科（第三条・第三条の二）
第三章～第十一章 [略]
附則

第二章 学科

（学科連係課程実施学科）

「条を加える。」

- 第三条の二 短期大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科（この条の規定により置かれたものを除く。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科（以下この条及び別表第一において「学科連係課程実施学科」という。）を置くことができる。
- 2 学科連係課程実施学科に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学科（以下この条において「連係協力学科」という。）の専任教員がこれを兼ねることができることをもつて足りるものとする。
- 3 学科連係課程実施学科に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学科の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。
- 4 学科連係課程実施学科の収容定員は、連係協力学科の収容定員の内数とし、当該学科連係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。
- 5 この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第十章から第十二章まで、第五十条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

改 正 前

目次

- 第一章 [同上]
第二章 学科（第三条）
第三章～第十一章 [同上]
附則

第二章 学科

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2～4 「略」

(科目等履修生等)

第十七条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2|| 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で学校教育法第一百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

3|| 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。

4|| 短期大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5|| 「略」

別表第一（第二十二条関係）

イ 「略」

〔表略〕

備考

一～九 「略」

十一 学科連係課程実施学科における教員数は、当該学科連係課程実

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2～4 「同上」

(科目等履修生等)

第十七条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2|| 「項を加える。」

3|| 科目等履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。

4|| 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二条、第三十条及び第三十一条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4|| 「同上」

別表第一（第二十二条関係）

イ 「同上」

〔同上〕

備考

一～九 「同上」

〔号を加える。〕

施学科を同一分野に属する学科が一学科の場合の学科とみなして
「」の表により算定した教員数とする。

別表第二（第三十一条関係）

イ
「略」

備考
「略」

一〇六
「略」

七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のあるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（口の表において同じ。）。

口
加算校舎面積

收容定員
「略」

学科の種類
「略」

教育学・保育学関係 「略」	六〇〇人までの 場合の面積（平 方メートル） 三、五五〇 「略」
教育学・保育学関係 「略」	六〇〇人までの 場合の面積（平 方メートル） 三、五五〇 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二（第三十一条関係）

イ
「同上」

備考
「略」

一〇六
「同上」

七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のあるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（口の表において同じ。）。

口
加算校舎面積

收容定員
「同上」

学科の種類
「同上」

教育学・保育学関係 「同上」	六〇〇人までの 場合の面積（平 方メートル） 三、五五〇 「同上」
教育学・保育学関係 「同上」	六〇〇人までの 場合の面積（平 方メートル） 三、五五〇 「同上」

(専門職大学設置基準の一部改正)

第五条 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	（入学前の既修得単位等の認定）	（入学前の既修得単位等の認定）
第二十六条	<p>専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十八条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十八条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>
2 ～ 4	〔略〕	〔同上〕
	（科目等履修生等）	（科目等履修生等）
第一十八条	<p>専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p>	<p>専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p>
2 ～ 4	〔略〕	〔同上〕
	（科目等履修生等）	（科目等履修生等）
第二十八条	<p>専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>〔項を加える。〕</p>	<p>専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。</p> <p>〔項を加える。〕</p>
3	<p>科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十二条の規定を準用する。</p>	<p>科目等履修生に対する単位の授与については、第二十二条の規定を準用する。</p>
4	<p>専門職大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十五条、第四十六条及び第四十七条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p>	<p>専門職大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十五条、第四十六条及び第四十七条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。</p>
5	〔略〕	〔同上〕

別表第二（第四十七条関係）
イ　〔略〕

別表第二（第四十七条関係）
イ　〔同上〕

備考	〔略〕	学部の種類					口 加算校舎面積	収容定員
		「略」	「略」	「略」	「略」	「略」		
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	八〇〇人までの面積(メートル)
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	一〇〇人までの面積(メートル)
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	一〇〇人までの面積(メートル)
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	一〇〇人までの面積(メートル)
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	一〇〇人までの面積(メートル)

備考	〔同上〕	学部の種類					口 加算校舎面積	収容定員
		「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」		
		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	八〇〇人までの面積(メートル)
		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	一〇〇人までの面積(メートル)
		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	一〇〇人までの面積(メートル)
		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	一〇〇人までの面積(メートル)
		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	一〇〇人までの面積(メートル)
		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	一〇〇人までの面積(メートル)

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第六条 専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	(入学前の既修得単位等の認定)	(入学前の既修得単位等の認定)
第一二十三条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十五条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。		
2 4 [略]	2 4 [同上]	2 4 [同上]
	(科目等履修生等)	(科目等履修生等)
第二十五条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。	第二十五条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。	第二十五条 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
2 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。	2 3 [項を加える。]	2 3 [項を加える。]
3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。	3 科目等履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。	3 科目等履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。
4 専門職短期大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十二条、第四十四条及び第四十五条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。	4 3 [同上]	4 3 [同上]
5 「略」		
別表第二（第四十五条関係）イ [略]		
別表第一（第四十五条関係）イ [同上]		

口 加算校舎面積	収容定員	学科の種類	六〇〇人までの 場合の面積（平 方メートル）
「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」

口 加算校舎面積	収容定員	学科の種類	六〇〇人までの 場合の面積（平 方メートル）
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正)

第七条 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

2 〔略〕

11 〔略〕

第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十二条の三の二第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。

12 〔略〕

13 〔略〕

第三条 「同上」

2 〔略〕 「同上」
〔項を加える。〕

11・12 「同上」

〔略〕

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定は、大

学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合

において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
〔表略〕

2 前項の申請をしようとする者、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとする者、又は大学の大学院の研

究

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定は、大

学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
〔同上〕

2 前項の申請をしようとする者、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとする者、又は大学の大学院の研

究

科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定により提出する書類に加え、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定により提出する書類に加え、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(医学を履修する課程等に関する経過措置)

第二条 大学は、この省令による改正後の大学設置基準第四十二条の三の二の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織を設置することができない。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第三条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十章 雜則 (その他の基準) 第四十二条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。 2 「略」	第十章 雜則 (その他の基準) 第四十二条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。 2 「同上」

○文部科学省告示第五十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十九条第一項、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項及び短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十五条第一項の規定に基づき、大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年八月十三日

文部科学大臣 柴山 昌彦

大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件等の一部を改正する告示

（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第一条 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

一 大学の専攻科又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百五条の規定により大学が編成する特別の課程における学修

二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

三 高等専門学校の課程（学校教育法第一百二十三条において準用する同法第一百五条に規定する特別の課程を含む。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第一百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

改 正 前

一 大学の専攻科における学修

二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

三 高等専門学校の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第二条 短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

一 大学の専攻科又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百五条の規定により大学が編成する特別の課程における学修	二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	三 高等専門学校の課程（学校教育法第一百二十三条において準用する同法第一百五条に規定する特別の課程を含む。）における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第三十三条において準用する同法第一百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
一 大学の専攻科における学修	二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	三 高等専門学校の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

改 正 前

（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部改正）

第三条 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一〇三 「略」

四 研究科等連係課程実施基本組織を置く場合は、当該研究科等連係課程実施基本組織を「の専攻とみなして、別表第一の表の中欄に定める数の研究指導教員を置くとともに、同表の下欄に定める数の研究指導補助教員を置くものとする。」

改正前

一〇三 「同上」

〔号を加える。〕

五 第一号から第三号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から第三号までの規定を適用して得られる研究指導教員の数（次号において「全体研究指導教員数」という。）及び研究指導補助教員の数（次号において「全体研究指導補助教員数」という。）をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」及び「大学院別研究指導補助教員数」という。）の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。

〔略〕

六 第五号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員の数（以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。）に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員の数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員の数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができる。

八 〔略〕

五 第一号から前号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から前号までの規定を適用して得られる研究指導教員の数（次号において「全体研究指導教員数」という。）及び研究指導補助教員の数（次号において「全体研究指導補助教員数」という。）をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」及び「大学院別研究指導補助教員数」という。）の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。

〔同上〕

七 〔同上〕

六 第四号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員の数（以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。）に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員の数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員の数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができる。

備考　表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について

1 単位互換制度の概要と経緯

大学（専門職大学、大学院（専門職大学院を含む。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。）を含む。以下同じ。）は、学生に対する教育を実施する際に、全ての局面にわたって責任を有すべきことは当然であるものの、教育上有益と認めるときは、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学等において授業科目を履修し単位を修得した場合など、一定の範囲内で自大学の単位としてみなしえる旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。

単位互換制度は、昭和47年の大学設置基準等の改正により創設され、その後の累次の改正により、大学入学前の既修得単位や大学以外の教育施設等における学修成果が単位認定の対象に追加されるとともに、単位認定の上限となる単位数についても緩和されてきた。

2 多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応

単位互換制度の創設時には、2大学間での協議を前提とし、あらかじめ具体的に計画された範囲で行われる単位互換が想定されており、「大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について」（昭和47年3月30日付け文部事務次官通達（文大大第226号））の二（4）及び（6）では、「大学は、実施に当たっては、あらかじめ当該他大学との間に、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとすること」、「学生の他の大学での履修にかかる単位の修得の認定を行なうに当たっては、大学は、当該他大学において認定された単位について、大学間の協議の定めるところにより、認定するものとすること」とされている。

しかしながら、現状においては、情報通信技術の発達により遠隔地にある大学等の授業科目を履修する事例の増加や、個々の学生の意欲や関心に応じた多様な学修へのニーズの高まりにより単位互換の可能性のある学修の全てを事前に大学間での協議により具体的に計画することは困難になっている。また、複数大学間でコンソーシアムや大学連合等を構成して、参加大学の学生が他の参加大学が開設する授業科目を履修することを可能とし、参加大学間で相互に単位互換を認めるといった複数大学間での単位互換も行われている。

このような現状等を踏まえ、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応として、以下のとおり取扱うこととする。

- 単位互換が認められる学修は、大学間での協議や単位互換協定等によりあらかじめ具体的に計画された範囲での学修に限定されるものではなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた学修についても、当該学生からの申請に応じて、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏ました判断において、教育上有益と認めるときは、単位認定をすることは差し支えないこと。

- そのような運用を行う場合にあっては、他大学の授業科目の履修と単位認定を希望する場合にはあらかじめ大学等に相談することや大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえた判断によっては単位認定がなされない場合もあることなどについて学内規則等において取扱いを明らかにしておくべきこと。
- 複数大学間でコンソーシアムや大学連合等を構成して、複数大学間での単位互換を行う場合にあっては、2大学間での単位互換に準じて、あらかじめ参加大学の間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議し、単位互換協定等を締結することが望ましいこと。

3 教育課程上の位置付けに応じた単位認定の基準と方法

学生が他の大学等において授業科目を履修して修得した単位等を自大学の単位として認定できるかの個別具体的の判断については、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえて各大学等において適切に判断されるべきものであり、具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、授業科目の教育課程上の位置付けに応じて以下のように取扱うことができると考えられる。

なお、単位認定を行うに当たっては、単位認定をしようとする他の大学等の授業科目が、自大学の教育課程に即したものであることが前提となり、大学の単位やそれに基づく学位の信頼性や通用性を損なうことのないよう、内部質保証の体制整備に十分留意する必要がある。

- 必修科目（卒業要件として単位の修得が義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定ができると考えられること。
- 選択科目（卒業要件として特定の科目群の中から選択して単位を修得することが義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さないと考えられること。
- 上記の必修科目及び選択科目以外の全学開講科目や他学部開講科目等から学生の選択により履修する自由科目のうち、卒業要件として一定の単位の修得が義務付けられているものについては選択科目と同様に取扱うこととし、卒業要件とはされていないものについては必ずしも自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係を要さないと考えられること。

4 大学設置基準第19条第1項の「自ら開設」の原則との関係

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条第1項等の「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」との規定については、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知

(19文科高第281号))の第一(2)三において、「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨である」とされている。

この「自ら開設」の原則に照らせば、単位互換制度の活用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学等の授業科目をもって代替させるような取扱は許されない。なお、ここでいう「通常必要とされる授業科目」とは、必要最小限(卒業要件単位数)の授業科目という意味ではなく、教育内容の豊富化や多様な学修ニーズに対応し、学生の選択の幅を確保できるだけの授業科目を開設する必要があることに留意が必要であること。その際、他の大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設するような運用は不適切であること。

他方、本原則は各大学が開設する独自性・特殊性の高い授業科目を含む学生が履修する全ての授業科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではなく、教育の豊富化等の観点から2及び3のとおりの運用を行うことについては、「自ら開設」の原則に抵触するものではないこと。

大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について

1 履修証明制度の概要及び経緯

- ① 大学等においては、科目等履修生制度や公開講座等を活用して、その教育研究の成果を社会へ提供する取組が行われてきたところであるが、より積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学修プログラム（以下「履修証明プログラム」という。）を開設し、その履修者に対して法令に基づく履修証明書を交付できるよう、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行により履修証明制度が創設され、大学（専門職大学、大学院（専門職大学院を含む。以下同じ。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下「大学」という。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）において同制度が位置付けられているものであること。
- ② 履修証明制度は、大学等における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供を一層促進するために制度上の位置付けをしたものであり、各大学等が実施する類似の取組を制約するものではないこと。一方、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条に基づき編成された履修証明プログラムについては、これを修了した者に交付される履修証明書を学校教育法に基づくものとして位置付け、履修証明書にその旨を記載することが可能であること。
- ③ 大学等における履修証明は、各大学等の自主性・自律性に基づき、多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており、履修証明プログラムの目的、分野、内容、修了要件については各大学等において適切に設定されるべきものであること。
- ④ 履修証明制度については、各大学等における実施状況や「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）における提言等を踏まえ、社会的なニーズの高まりに応えてリカレント教育を推進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第2号）の施行により、総時間数の下限について「120時間以上」から「60時間以上」に短縮されるとともに、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第11号）の施行により、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第2項等の規定により、大学（専門職大学及び短期大学を含む。以下「単位授与大学」という。）の定めるところにより当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対して単位を与えることができるようすることに加え、履修証明プログラムの編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）及び実施体制を新たに加えるなどの見直しがなされたこと。

2 履修証明プログラムの編成・実施

- ① 大学が履修証明プログラムを開設し、その履修者に対して法令に基づく履修証明書の交付を行うに当たって、文部科学大臣の認可や届出の手続は不要であること。なお、履修証明を行うことについて学則への記載は必須でないこと。

一方、学校教育法施行規則第164条第5項の規定に基づき、履修証明プログラムの編成に当たって、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表する必要があること。なお、公表の方法としては、大学が作成するホームページや募集要項等への掲載が想定されること。

- ② 学校教育法施行規則第164条第1項においては、履修証明プログラムは体系的に編成することとされており、単に総時間数が60時間以上に達しているだけではなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。
- ③ 履修証明プログラムの総時間数については、当該課程を構成する講習若しくは授業科目又はこれら的一部の実時間数を合計したものであること。このため、履修証明プログラムの講習又は授業の方法としては、大学設置基準に規定する講義、演習、実験、実習、実技等の面接授業、多様なメディアを高度に利用して行う授業の他、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）に規定する放送授業によることを想定しており、通信教育における印刷教材等による授業は想定していないこと。
- ④ 履修証明プログラムの履修資格は、高等学校卒業者や高等学校卒業程度認定試験の合格者、各大学による個別の入学資格審査の合格者等の大学入学資格を有する者のうちから各大学等が定める者に認められること。また、大学院が開設する履修証明プログラムの履修資格にあっては、大学院入学資格を有する者のうちから各大学院が定めることを想定していること。なお、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として編成されるものであるが、当該大学等の学生が履修証明プログラムを履修し、履修証明書の交付を受けることを妨げるものはないこと。
- ⑤ 履修証明書の記載内容については、学校教育法施行規則第164条第6項の他、別添5の様式例を参照されたいこと。また、履修証明書の署名は、学長名の他、履修証明を実施する体制等に応じ、例えば学部長名や研究科長名等とすることも想定されること。
- ⑥ 履修証明プログラムを編成・実施するために整備すべき必要な体制としては、履修証明に関する学内委員会等を設けることが想定されるが、必ずしも専門の組織を新たに設けることを求めるものではなく、例えば、大学の生涯学習センター等の既存の組織においてその役割を担うことも想定されるものであり、履修証明プログラムの内容等に応じて各大学の判断により適切な体制を整備されたいこと。
また、必要な体制の整備に当たっては、履修証明プログラムが各大学の教育活動の一環であることに鑑み、大学設置基準第7条第2項等の規定に準じて行うことが求められること。
- ⑦ 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目等の担当は、実施主体である大学の教員として位置付けられた者が、当該講習又は授業科目の実施計画を作成し、自ら講義等を実施し、履修者の成績評価を行うことが想定されているが、これらを補助する者として、例えば学外から講師を招聘することは可能であること。
- ⑧ 履修証明プログラムを実施するために固有に必要となる教員数や校地・校舎面積の基準は定めていないが、履修証明プログラムを開設することにより学位を与える課程の教育に支障があつてはならず、大学設置基準第31条第4項及び第5項等の規定により、学生以外の者を相当数受け入れる場合には、相当の専任教員や校地・校舎面積を増加するとともに、1クラス当たりの人数は教育効果を十分にあげられるような適切な人数とする必要があることに留意すること。

- ⑨ その際、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成 19 年 7 月 31 日付け号文部科学省高等教育局長通知（19 文科高第 281 号））の第 1 (2) 五を踏まえ、大学設置基準第 31 条第 4 項の「相当数」については、個別具体的な事例に即して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目的単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。また、同条第 5 項の「第 24 条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。
- ⑩ 履修証明プログラムの修了者から履修証明書の再交付を求められた場合などに対応できるよう、学位を与える課程の学籍に関する記録に相当するものを作成しておくことが求められること。その保存期間については、学校教育法施行規則第 28 条第 2 項の規定に準じて取り扱うことが期待されること。
- ⑪ 履修証明制度の社会的認知及び評価を高めるため、各大学においては、社会や産業界の教育ニーズも踏まえながら、履修証明プログラムの内容及び方法等の不断の改善に努めるとともに、当該プログラムの学修成果や各種検定・資格等との連携、修了者の活躍状況等について、公表内容の充実に努めること。
- ⑫ 高等専門学校及び専修学校における履修証明については、上記①～⑪に準じて取り扱うものとすること。

3 大学における履修証明プログラムの履修者に対する単位授与等

① 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として開設されるものであり、大学に学生として在籍し、所要の単位を修得して学位を取得するための学位を与える課程とは異なるものであることから、履修証明プログラムの修了そのものに対して直ちに単位を授与できるものではないこと。

ただし、大学設置基準第 31 条第 2 項等の規定により、単位授与大学は、当該大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えることが可能であること。

また、同基準第 29 条第 1 項等の規定により、単位授与大学は、当該大学の定めるところにより、学生が行う、大学が編成する履修証明プログラムにおける学修、高等専門学校の履修証明プログラムにおける学修で単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専修学校が編成する履修証明プログラムにおける学修で単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて、単位を与えることが可能であること。

なお、履修証明プログラムを構成するものの中に授業科目が含まれており、学生以外の者が履修する場合には、単位授与大学は、大学設置基準第 31 条第 1 項等の規定により、当該授業科目について科目等履修生として位置付けることにより、単位を与えることが可能であること。ただし、この場合、履修証明プログラム全体に対する単位授与と重複して二重に単位を授与することは適切ではないこと。

② 大学設置基準第 31 条第 2 項等の規定により、単位授与大学が履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えるに当たっては、当該プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案し、単位授与の際の単位数の目安をあらかじめ設定した上で適切に単位を授与すること。

単位授与の際の単位数の目安は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることなど、学位を与える課程における授業科目への単位授与に係る大学設置基準等の諸規定を踏まえ、各単位授与大学において適切に設定されるべきものであること。

- ③ 履修証明プログラムへの単位授与の有無については、1④及び2①にあるとおり、あらかじめ公表することが求められるが、その際に、3②にある単位授与の際の単位数の目安についても併せて明らかにすることが望ましいこと。また、単位授与の際の単位数の目安の根拠として、大学設置基準第25条の2を踏まえ、シラバス又はそれに準ずるものを作成し、授業の方法及び内容、授業の計画並びに学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示することが望ましいこと。
- ④ 履修証明プログラムの社会的認知及び評価を高めるため、当該プログラムが単位授与の対象となる場合には、履修証明プログラムを履修する者や履修を希望する者等に対して、当該授与された単位が大学入学前の既修得単位の認定や、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用できることを示すことが期待されること。

履修証明書

氏名

年月日生

学校教育法第百五条の規定に基づき、本学所定の〇〇プログラム（計〇〇時間）を修めたことをここに証する。

プログラムの概要（注）

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材（能力）を養成することを目的とし、（〇〇と連携して）〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

令和 年月日

〇〇大学（長）

印

（注）表面に記載できない場合は、裏面に記載する。また、単位が授与される場合及び各種資格の取得に結びつくような場合、その旨を付記する。